

後期高齢者医療制度保険料の改定

保険料算定

後期高齢者医療制度の保険料は、被保険者全員が等しく負担する「均等割額」と、被保険者の前年所得に応じて負担する「所得割額」を合計し、計算されます。

$$\text{保険料} = \text{38,500円} + \text{基礎控除(33万円)後の総所得金額等} \times \text{所得割率(7.57\%)}$$

(個人単位) (均等割額) (所得割額)

保険料率の改定

平成26・27年度の保険料率が、改定されます。これは都道府県ごとに決定され、医療費や現役世代とのバランスなどを考慮し、2年に1度改定します。改定後の保険料額は8月にご案内します。

保険料内訳 (年間)

	平成24・25年度	平成26・27年度
均等割額	37,900円	38,500円
所得割額	7.39%	7.57%

賦課限度額の引き上げ

中低所得者の負担軽減を図るため、高齢者の医療の確保に関する法律施行令が改正されたことから、賦課限度額を57万円へ引き上げます。

	平成24・25年度	平成26・27年度
賦課限度額	550,000円	570,000円

均等割額の軽減対象が拡大されます

均等割額の5割軽減・2割軽減について、低所得者層の負担軽減を図るため、軽減対象が拡大となり軽減

判定所得基準額が引き上げられます。

〈均等割額の軽減対象所得基準額 (世帯主およびすべての被保険者の総所得金額などの合計が基準)〉

旧基準の所得 (平成25年度まで)	新基準の所得額 (平成26年度から)	軽減の割合
(33万円+35万円×世帯の被保険者数) 以下	(33万円+45万円×世帯の被保険者数) 以下	2割
(33万円+24万5千円×世帯主を除く世帯の被保険者数) 以下	(33万円+24万5千円×世帯の被保険者数) 以下	5割
33万円以下	33万円以下 ※旧基準額と変更なし	8.5割
かつ、同じ世帯の被保険者全員が年金収入80万円以下で、その他各種所得がない場合	かつ、同じ世帯の被保険者全員が年金収入80万円以下で、その他各種所得がない場合※旧基準額と変更なし	9割

※均等割額軽減の判定時には、平成26年1月1日現在で、65歳以上の人の公的年金等に係る所得からは、さらに15万円を控除します。

保険料の軽減措置の継続

◎所得の低い人

均等割額 上の表のとおり、軽減措置が図られます。

所得割額 前年の基礎控除後の総所得金額等が58万円以下 (年金収入のみの場合は、153万円以上211万円

以下) の場合、所得割額が5割軽減されます。

◎社会保険などの被用者保険 (いわゆるサラリーマンの健康保険) の被扶養者だった人

均等割額が9割軽減され、所得割額はかかりません。

国民健康保険から制度改正のお知らせ

70歳以上75歳未満の人の自己負担割合が変わりました

平成26年4月から70歳以上75歳未満の人で、現役並み所得者以外の人の自己負担割合が変更になりました。

現役並み所得者	昭和19年4月1日以前生まれの人	1割
以外	昭和19年4月2日以降生まれの人	2割
現役並み所得者	自己負担割合変更なし	3割

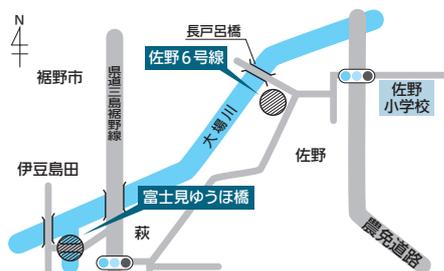
※現役並み所得者：70歳以上75歳未満の国民健康保険被保険者 (高齢者) に住民税の課税所得が145万円以上の人が1人でも

いる世帯に属する人。ただし、高齢者の収入が一定額未満 (高齢者1人の場合：年収383万円、2人以上の場合：合計の年収が520万円未満) である旨の申請があった場合を除く。
 ※障がいなどで後期高齢者医療制度に該当している人は除く。
 ※70歳以上75歳未満の自己負担割合が記載された高齢受給者証は70歳の誕生日の翌月から対象となります (誕生日が1日のときは70歳になる誕生日から)。

問合せ 保険年金課 (☎983-2604)

より安全に、便利に

北上地区で道路や橋を整備しました



○佐野6号線

道幅が狭く、救急車や消防車などの緊急車両が入っていくことが困難でしたが、地権者のご協力を得て整備が進み、緊急車両が通れる道路になりました。

《整備前》



《整備後》



○富士見ゆうほ橋

富士見ゆうほ橋の整備により、萩地区から裾野市伊豆島田地区へ歩行者が安全に通行できるようになりました。



市では今後も周辺地域の状況も踏まえ、計画的に道路や橋の整備を進めていきます。市道・河川の整備にご理解、ご協力をお願いします。

問合せ 市道・河川整備推進室 (☎983-2637)

県内初！

民間事業者の企画立案による雇用対策委託事業の公募

市では、女性・若者・高齢者などの新たな雇用創出と人材育成を図る地域のニーズに応じた事業（地域人づくり事業）の企画提案を募集します。

募集する事業

①市民活力活用推進事業（雇用型）

失業者を雇用し、人材育成を行う地域のニーズに応じた事業の企画提案を募集する事業。選定された提案は、市が提案事業者と委託契約し、事業を実施。

②女性就労支援事業（非雇用型）

女性の社会進出・活躍などを支援するため、結婚・出産・介護などを理由に離職した女性などを対象に、女性のキャリア形成や仕事と家庭の両立などを目的とした連続する就業支援講座を開催する事業。民間事業者から講座内容の企画提案を募り、選定された提案は、市が提案事業者と委託契約し事業を実施。直接的な雇用を伴わず、事業の開催を通じて地域の雇用拡大を目指す事業。

応募資格 三島市および周辺市町の企業・団体など

提案事業の要件 ▶公共性の高い事業、地域の産業・雇用振興策に沿った事業▶人材育成を行い、事業終了後の新規雇用失業者の継続雇用・就業が期待され

ること▶建設・土木事業、単発の調査などでないこと▶速やかに開始でき、26年度または27年度に終了する事業（27年度実施事業は、26年度中に雇用を開始した新規雇用失業者を1年以内の雇用期間内で27年度も雇用する場合に限る）▶雇用型は、委託事業費のうち新規雇用失業者の人件費割合が5割以上であること。

事業費の上限 ▶雇用型2,000万円（1人雇用当たりの事業費が500万円まで）▶非雇用型500万円

注意事項 ▶1社（団体）1提案まで

※詳細は、市ホームページで必ず確認してください。
審査方法 要件への合致度、事業の確実性等を審査し、市の審査会で決定します。（非雇用型については、プレゼンテーションの機会を設定する予定）※市内の事業者を優先

応募期間 4月1日(火)～21日(月)※必着

申込み・問合せ 市ホームページからダウンロードした応募用紙・関係書類の原本1部、コピー（雇用型：9部、非雇用型：4部）を郵送または持参し、政策企画課（〒411-8666北田町4-47、☎983-2616）へ。